

報告第 1

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月17日

白岡市長 藤井 栄一郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和8年4月2日（木）午後4時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 久喜市 [REDACTED] |
| 3 | 相手方 | 久喜市 [REDACTED]
[REDACTED] |
| 4 | 事故の概要 | 白岡市障害者デイサービスセンターの利用者送迎中、添乗職員が車のドアを開けたところ、強風により利用者の隣宅の車の左前方にドアが接触し、車の塗装を損傷させたものである。 |
| 5 | 損害賠償額 | 94,490円 |